

国会議員 各位

「生活対策（5、中小・小規模企業等支援対策）」に関する要望書

平成 20 年 11 月 26 日

全国青年税理士連盟

会長 菅原祥元

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 21 - 12

代々木リビン 401 号

電話 03 - 3354 - 4162

私たち全国青年税理士連盟は若手税理士約 3000 名により組織されている団体であり、「国民のための税理士制度」を目指し、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。当連盟は、中小企業の活性化を図る観点より以下の点について強く要望します。

緊急対策に関連する措置として「特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入制度」を廃止（少なくとも適用停止と）すること。

（理由）

先般、世界的な金融不安と景気後退局面の中で、国民生活に大きな影響が及ばないよう万全の備えをすとの理由により、追加的経済対策として『生活対策』（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議 10 月 30 日付）が公表されました。

現在、中小企業における経営状態は、原油高の影響によるコスト高や大企業による値下げ要求などによって著しく悪化しており、『生活対策』においても具体的施策として軽減税率の時限的引き下げや欠損金の繰り戻し還付の復活、あるいは中小企業等に対する研究開発支援の強化等が掲げられていますが、平成 18 年 5 月に施行された会社法の趣旨である「活力ある起業家を育成する」を阻害する税制として様々な問題点が指摘される「特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入制度」については何ら触れられておりません。

しかし、「中小企業の活性化」には次世代を担う「活力ある起業家の育成」が必要不可欠であることは言うまでもなく、起業意欲を阻害し、担税力なきところへの課税により経営基盤を弱体化させる「特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入制度」を廃止（少なくとも適用停止と）することは心理的にも実質的にも非常に有効であると考えられます。そこで、緊急対策に関連する措置として実施することを強く要望するものです。